

令和元年 第1回臨時会

南種子町議会臨時会 会議録

令和元年5月1日 開会

令和元年5月1日 閉会

南 種 子 町 議 会

令和元年第1回南種子町議会臨時会目次

第1号（5月1日）（水曜日）

1. 開 会	4
1. 開 議	4
1. 日程第1 仮議席の指定	4
1. 日程第2 選挙第1号 議長選挙	4
第1号の追加1	
1. 日程第1 議席の指定	6
1. 日程第2 会議録署名議員の指名	6
1. 日程第3 会期の決定	6
1. 日程第4 選挙第2号 副議長選挙	7
1. 追加日程第1 議席の一部変更	8
1. 日程第5 選任第1号 常任委員の選任	8
1. 日程第6 選任第2号 議会運営委員の選任	9
1. 日程第7 選挙第3号 中南衛生管理組合議会議員選挙	10
1. 日程第8 選挙第4号 公立種子島病院組合議会議員選挙	10
1. 日程第9 選挙第5号 熊毛地区消防組合議会議員選挙	11
1. 日程第10 選挙第6号 種子島産婦人科医院組合議会議員選挙	12
1. 日程第11 提案理由の説明	13
町長説明	13
1. 日程第12 承認第1号 専決処分した事件の承認について [南種子町税条例の一部を改正する条例]	14
税務課長説明	14
質疑	17
9番 塩釜俊朗君	17
討論	18
採決	18
1. 日程第13 承認第2号 専決処分した事件の承認について [平成30年度南種子町一般会計補正予算 (第6号)]	18
総務課長説明	18
質疑	21
討論	22

採決	22
1. 日程第14 承認第3号 専決処分した事件の承認について	
[平成30年度南種子町国民健康保険事業 勘定特別会計補正予算(第5号)]	22
保健福祉課長説明	22
質疑	23
討論	23
採決	23
1. 日程第15 承認第4号 専決処分した事件の承認について	
[平成30年度南種子町介護保険特別会計 補正予算(第5号)]	23
保健福祉課長説明	23
質疑	24
討論	24
採決	24
1. 日程第16 承認第5号 専決処分した事件の承認について	
[平成30年度南種子町後期高齢者医療保 険特別会計補正予算(第5号)]	25
保健福祉課長説明	25
質疑	25
討論	26
採決	26
1. 日程第17 議員派遣	26
1. 追加日程第2 閉会中の継続調査申し出	26
1. 閉 会	27

令和元年 第1回 南種子町議会臨時会

第 1 日

令和元年5月1日

令和元年第1回南種子町議会臨時会会議録

令和元年5月1日（水曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 選挙第1号 議長選挙

1. 議事日程（第1号の追加1）

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 選挙第2号 副議長選挙
- 追加日程第1 議席の一部変更
- 日程第5 選任第1号 常任委員の選任
- 日程第6 選任第2号 議会運営委員の選任
- 日程第7 選挙第3号 中南衛生管理組合議会議員選挙
- 日程第8 選挙第4号 公立種子島病院組合議会議員選挙
- 日程第9 選挙第5号 熊毛地区消防組合議会議員選挙
- 日程第10 選挙第6号 種子島産婦人科医院組合議会議員選挙
- 日程第11 提案理由の説明
- 日程第12 承認第1号 専決処分した事件の承認について
[南種子町税条例の一部を改正する条例]
- 日程第13 承認第2号 専決処分した事件の承認について
[平成30年度 南種子町一般会計補正予算（第6号）]
- 日程第14 承認第3号 専決処分した事件の承認について
[平成30年度 南種子町国民健康保険事業勘定特別
会計補正予算（第5号）]
- 日程第15 承認第4号 専決処分した事件の承認について
[平成30年度 南種子町介護保険特別会計補正予算
（第5号）]

○日程第16 承認第5号 専決処分した事件の承認について

[平成30年度 南種子町後期高齢者医療保険特別会
計補正予算(第5号)]

○日程第17 議員派遣

○追加日程第2 閉会中の継続調査申し出

○閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員(10名)

1番	濱田一徳君	2番	福島照男君
3番	廣濱正治君	4番	河野浩二君
5番	名超多喜子さん	6番	柳田博君
7番	大崎照男君	8番	小園實重君
9番	塩釜俊朗君	10番	広浜喜一郎君

4. 欠席議員(0名)

5. 出席事務局職員

局長 濱田広文君 書記 長田智寛君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	小園裕康君	教育長	遠藤修君
総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	高田真盛君	会計管理者 兼会計課長	小川ひとみさん
企画課長	小脇隆則君	保健福祉課長	小西嘉秋君

税務課長	小脇秀則君	総合農政課長	羽生幸一君
建設課長	向江武司君	水道課長	日高勉君
保育園長	園田一浩君	教育委員会管理課長兼 給食センター所長兼	島崎憲一郎君
社会教育課長	松山砂夫君	農業委員会 農事事務局 会長	古市義朗君

△ 開 会 午前10時00分

○事務局長（濱田広文君） 開会前に御了解を得ておきたいと思います。

本日の議席の氏名標については、議長及び副議長の選挙後でなければ議席が確定しませんので、変更が必要になった場合は議席及び氏名標の変更がありますので、御了解をお願いします。

事務局長の濱田です。

本臨時会は一般選挙後、初めての議会です。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の大崎照男議員をご紹介します。大崎議員、議長席へお願いいたします。

[大崎照男臨時議長 議長席 着席]

○臨時議長（大崎照男君） ただいま紹介されました大崎照男です。

地方自治法第107条の規定によって臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いします。

開 議

○臨時議長（大崎照男君） ただいまから令和元年第1回南種子町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（大崎照男君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2 選挙第1号 議長の選挙

○臨時議長（大崎照男君） 日程第2、選挙第1号議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○臨時議長（大崎照男君） ただいまの出席議員は10人です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に4番、河野浩二君。5番、名越多喜子さんを指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙の配布]

○臨時議長（大崎照男君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。氏名は名

前まではっきりと書いてください。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（大崎照男君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○臨時議長（大崎照男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので順番に投票願います。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番 濱田一徳議員	2 番 福島照男議員
3 番 廣濱正治議員	4 番 河野浩二議員
5 番 名越多喜子議員	6 番 柳田 博議員
8 番 塩釜俊朗議員	9 番 広浜喜一郎議員
10 番 小園實重議員	7 番 大崎照男議員

○臨時議長（大崎照男君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（大崎照男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。河野浩二君、名越多喜子さん。開票の立会いをお願いします。

[開票]

○臨時議長（大崎照男君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効票 0 票。有効投票のうち、広浜喜一郎君 5 票、小園實重君 4 票、大崎照男君 1 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、広浜喜一郎君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（大崎照男君） ただいま議長に当選されました、広浜喜一郎君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

ここで、新議長のあいさつをお願いします。

[広浜喜一郎新議長 質問席前方に整列]

○新議長（広浜喜一郎君） 議長として御承認をいただきましてありがとうございます。

全協でも申し上げましたが、町民から議会に対して意見や要望が多く聞かれます。

議員は住民の代表として、その町村の意思を決定する重大な役割を持っています。また、議会は住民を代表して重要な案件を審議し、行政を批判・監視する機関であります。町長も代わりましたが、誰が町長になっても、是は是、非は非の精神で執行部の監視をしていく必要があると思います。

南種子町発展のため、多くの課題があると思いますが、議会からも執行部への提言も検討しながら少しでも南種子町が発展するよう努力したいものです。

一緒に頑張りましょう。簡単ですが、以上で就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（大崎照男君） 以上で臨時議長の任務は終了しました。御協力ありがとうございました。

[大崎照男臨時議長 議長席 降壇]

○事務局長（濱田広文君） 広浜議長、議長席にお願いいたします。

—————・—————
[広浜喜一郎議長 議長席 着席]

○議長（広浜喜一郎君） ただいまより、議長の職務を行います。

本日のこれよりの議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

—————・—————

日程第1 議席の指定

○議長（広浜喜一郎君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

—————・—————

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（広浜喜一郎君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、1番、濱田一徳君、2番、福島照男君を指名します。

—————・—————

日程第3 会期の決定

○議長（広浜喜一郎君） 日程第3、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

—————・—————

日程第4 選挙第2号 副議長の選挙

○議長（広浜喜一郎君） 日程第4、選挙第2号副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（小園實重君） ただいまの出席議員は10人です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に4番、河野浩二君。5番、名越多喜子さんを指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙の配布]

○議長（広浜喜一郎君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。氏名は名前まではっきり書いてください。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（広浜喜一郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので順番に投票願います。

[事務局長点呼・議員投票]

1番 濱田一徳議員	2番 福島照男議員
3番 廣濱正治議員	4番 河野浩二議員
5番 名越多喜子議員	6番 柳田 博議員
7番 大崎照男議員	8番 塩釜俊朗議員
10番 小園實重議員	9番 広浜喜一郎議員

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。河野浩二君、名越多喜子さん。開票の立会いを願います。

[開票]

○議長（広浜喜一郎君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票9票、無効票1票。有効投票のうち、塩釜俊朗君5票、柳田 博君4票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、塩釜俊朗君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（広浜喜一郎君） ただいま副議長に当選されました、塩釜俊朗君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

塩釜俊朗君。副議長当選承諾及びあいさつをお願いいたします。

[塩釜俊朗新副議長 質問席前方に整列]

○副議長（塩釜俊朗君） 副議長に当選させていただきました。ありがとうございます。

私も2期8年間の経験を活かして議長をサポート、補佐したいと思っております。

議員はみんなの団結であって、その団結こそが南種子町議会のひとつの宝だと思っております。したがって、皆さんと共にこの南種子町議会を盛り上げていきたいと思っておりますので、御協力よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（広浜喜一郎君） お諮りします。議長、副議長選挙に伴う議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。ご意義ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることが決定しました。

追加日程第1 議席の一部変更

○議長（広浜喜一郎君） 追加日程第1、議席の一部変更を行います。

広浜喜一郎君の議席を10番に、塩釜俊朗君の議席を9番に、小園實重君の議席を8番に変更します。

ここで暫く休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時31分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 選任第1号 常任委員の選任

○議長（広浜喜一郎君） 日程第5、選任第1号常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によ

って、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

これより、各常任委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会の会場を次のとおり定めます。総務文教委員会、第1委員会室。産業厚生委員会、第2委員会室と定めます。

ここで暫く休憩します。

—————・—————
休憩 午前10時32分

再開 午前11時00分
—————・—————

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

総務文教委員長、名越多喜子さん。副委員長、福島照男君。

産業厚生委員長、柳田 博君。副委員長、廣濱正治君。

—————・—————
日程第6 選任第2号 議会委運営委員の選任

○議長（広浜喜一郎君） 日程第6、選任第2号議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

これより、議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。

ここで暫く休憩します。

—————・—————
休憩 午前11時02分

再開 午前11時13分
—————・—————

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が互選されたのでお知らせします。

委員長、小園實重君。副委員長、柳田 博君が決定されました。

日程第7 選挙第3号 中南衛生管理組合議会議員の選挙

○議長（広浜喜一郎君） 日程第7、選挙第3号中南衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

本議会が選挙すべき議員の数は3人です。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

中南衛生管理組合議会議員に広浜喜一郎君、河野浩二君、柳田 博君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました広浜喜一郎君、河野浩二君、柳田博君を中南衛生管理組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました広浜喜一郎君、河野浩二君、柳田 博君が中南衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました広浜喜一郎君、河野浩二君、柳田 博君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第8 選挙第4号 公立種子島病院組合議会議員の選挙

○議長（広浜喜一郎君） 日程第8、選挙第4号公立種子島病院組合議会議員の選挙を行います。

本議会が選挙すべき議員の数は3人です。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選

で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

公立種子島病院組合議会議員に広浜喜一郎君、河野浩二君、柳田 博君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました広浜喜一郎君、河野浩二君、柳田博君を公立種子島病院組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました広浜喜一郎君、河野浩二君、柳田 博君が公立種子島病院組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました広浜喜一郎君、河野浩二君、柳田 博君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

日程第 9 選挙第 5 号 熊毛地区消防組合議会議員の選挙

○議長（広浜喜一郎君） 日程第 9、選挙第 5 号熊毛地区消防組合議会議員の選挙を行います。

本議会が選挙すべき議員の数は 2 人です。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

熊毛地区消防組合議会議員に広浜喜一郎君及び名越多喜子さんを指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました広浜喜一郎君及び名越多喜子さんを熊毛地区消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました広浜喜一郎君、名越多喜子さんが熊毛地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました広浜喜一郎君、名越多喜子さんが議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第10 選挙第6号 種子島産婦人科医院組合議会議員の選挙

○議長（広浜喜一郎君） 日程第10、選挙第6号種子島産婦人科医院組合議会議員の選挙を行います。

本議会が選挙すべき議員の数は2人です。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

種子島産婦人科医院組合議会議員に広浜喜一郎君及び塩釜俊朗君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました広浜喜一郎君、塩釜俊朗君を種子島産婦人科医院組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました広浜喜一郎君、塩釜俊朗君が種子島産婦人科医院組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました広浜喜一郎君、塩釜俊朗君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

ここで暫時休憩します。再開を午後1時とします。

休憩 午前11時20分

再開 午後 1時00分

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、今回の選挙で町長に当選し就任されました小園裕康町長に御挨拶をお願いします。町長。

○町長（小園裕康君） 皆さんこんにちは。

今回の統一地方選挙におきまして、本町の町長職を拝命いたしました小園裕康でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、今回は町議会議員の選挙もございまして、見事御当選されました10名の議員の皆さま方には、心からお喜びを申し上げたいと存じます。

私は、4年前まで副町長として奉職をしてございましたけれども、またこうして町長という職に就くことができましたことは、町民をはじめ、皆さま方の御支援の賜物だと思っております。今後は町民の皆さまにお約束をいたしましたとおり、町民が主役の思いやりのある行政、そしてまた、町民の意見をしっかりと聞いて、町民総力で進める町づくりを、議員各位の皆さま方と一緒に前に進めてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、行政と議会、しっかりと連携をしながら町政を進めてまいりたいと思っておりますので、今後ともご指導を賜りますよう御願いを申し上げます。簡単でございますけれども、私のあいさつにさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

日程第11 提案理由の説明

○議長（広浜喜一郎君） 日程第11、町長提出の承認第1号から承認第5号までの計5件について、一括上程します。

提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 提案理由について御説明を申し上げます。

今回の臨時会に提案いたしました案件は、専決処分した条例案件1件、同じく専決処分した予算案件4件の計5件でございます。

それでは、承認案件について順次、要約して御説明を申し上げます。

承認第1号は、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、南種子町税条例等の一部改正を行ったものについて、承認を求めるものでございます。

承認第2号から承認第5号の4件は、平成30年度一般会計及び3つの特別会計について、国・県支出金や地方譲与税・特別交付税等の歳入確定並びに事業完了による歳出確定等に伴い最終補正を行ったものについて、承認を求めます。

各議案詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議方お願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第 12 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について

[南種子町税条例の一部を改正する条例]

○議長（小園實重君） 日程第 12、承認第 1 号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。税務課長、小脇秀則君。

○税務課長（小脇秀則君） 承認第 1 号について御説明申し上げます。

承認第 1 号は専決第 1 号南種子町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分しましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

今回の改正は、平成 31 年度税制改正において、消費税率引上げにあわせ車体課税の大幅な見直しや個人住民税に関してふるさと納税制度の見直し、住宅ローン控除の拡充、非課税措置などについて、地方税法等の一部を改正する法律が平成 31 年 3 月 29 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、所要の改正を行ったものです。

それでは、新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表をお開きください。

第 1 条による改正は、南種子町税条例（昭和 27 年南種子町条例第 82 号）の一部を改正するものであります。

1 ページをお開きください。

まず、第 34 条の 7 は、個人の住民税の寄附金税額控除について、ふるさと納税（特例控除）については、総務大臣が定める基準に適合する地方団体に対して行う寄附金について控除対象とすることを定めるものです。

次に附則第 7 条の 3 の 2 は、住宅借入金特別控除の控除期間について現行 10 年間から 13 年間まで延長され、所得税から控除しきれない額について、現行制度と同じ限度額の範囲で個人住民税から控除することを定めるものです。

2 ページをお開きください。

附則第 7 条の 4 は、寄附金税額控除について法の改正にあわせて規定の整備を行うものです。

次に附則第 9 条及び 3 ページの第 9 条の 2 は、個人の町民税の寄附金税額控除について対象を「特例控除対象寄附金」とすることを定めるものです。

4 ページをお開きください。

附則第 10 条の 2 は、課税標準の特例により固定資産税が軽減されるいわゆる「わがまち特例」に関する法の改正にあわせて規定の整備を行うものです。

5 ページをお開きください。

附則第 10 条の 3 は、法附則第 15 条の 8 に定める「高規格堤防の整備に伴う立替家屋に係る税額の減額」の適用を受ける者がすべき申告についての規定のほか、法の改正にあわせて規定の整備を行うものです。

7 ページをお願いします。

附則第 10 条の 4 は、平成 28 年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告について定めるものです。

9 ページをお開きください。

附則第 16 条は、軽自動車の種別割の税率の特例（グリーン化特例）について平成 31 年 4 月 1 日施行、平成 31 年 10 月 1 日施行、平成 33 年 4 月 1 日施行の 3 段階で改正を行うもので、まずは、重課税の規定を平成 31 年度に限ったものとし、平成 29 年度軽減課税の規定を削除するものです。

12 ページをお開きください。

附則第 16 条の 2 は、法の改正にあわせて規定の整備を行うものです。

次に 13 ページをお開きください。

附則第 22 条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告について、法の改正にあわせて規定の整備を行うものです。

14 ページをお開きください。

第 2 条による改正は、南種子町税条例の一部を改正するものであります。

税条例第 36 条の 2 は、第 7 項において個人の町民税の控除の適用について、所得税において控除の適用を受けた場合には、住民税申告書に記載が無くとも控除の適用がされる事を定めるものです。

次に第 36 条の 3 の 2 は、個人の町民税について、子供の貧困に対応するため、給与所得者であり事実婚状態でない者で前年所得が 135 万円以下の「単身児童扶養者」に対し非課税とする事を定めるものです。

次に第 36 条の 3 の 3 は、個人の町民税について、公的年金等受給者であり事実婚状態でない者で前年所得が 135 万円以下の「単身児童扶養者」に対し非課税とする事を定めるものです。

15 ページをお開きください。

第 36 条の 4 は、法の改正にあわせて規定の整備を行うものです。

16 ページをお開きください。

附則第 15 条の 2 は、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間に取

得した平成 30 年排ガス規制 50%低減車で平成 32 年度燃費基準+10%達成した車両の軽自動車税の環境性能割について臨時的に非課税とすることを定めるものです。

附則第 15 条の 2 の 2 は、軽自動車税の環境性能割に関して、燃費性能など虚偽の認定を受けた車両に対しては、その車両の認定を受けたメーカーに対し不足分の環境性能割額に 100 分の 10 を加算した額を賦課する事を定めるものです。

17 ページをお開きください。

附則第 15 条の 6 は、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間に取得した平成 30 年排ガス規制 50%低減車で平成 32 年度燃費基準を達成した車両の軽自動車税の環境性能割について臨時的に税率を 1 % とすることを定めるものです。

附則第 16 条（平成 31 年 10 月 1 日施行分）は、軽自動車税の種別割に関して、初度登録から 14 年を経過した車両に課される重課税及び平成 32 年度及び平成 33 年度の軽減課税を適用する事を定めるものです。

19 ページをお開きください。

附則第 16 条の 2 は、軽自動車税の種別割に関して、燃費性能など虚偽の認定を受けた車両に対しては、その車両の認定を受けたメーカーに対し不足分の種別割額に 100 分の 10 を加算した額を賦課する事を定めるものです。

21 ページをお開きください。

第 3 条による改正は、南種子町税条例の一部を改正するものであります。

税条例第 24 条は、個人の町民税の非課税の範囲に、合計所得が 135 万円以下の単身児童扶養者を対象として加える事を定めるものです。

附則第 16 条（平成 33 年 4 月 1 日施行分）は、平成 34 年度及び平成 35 年度の軽自動車税の種別割について軽減課税の対象車両を電気軽自動車等に限る事を定めるものです。

22 ページをお願いします。

附則第 16 条の 2 は、軽自動車税の賦課徴収の特例について、法の改正にあわせて規定の整備を行うものです。

23 ページをお開きください。

第 4 条による改正は、町税条例の一部を改正する条例（平成 28 年南種子町条例第 16 号）の一部を改正するものであります。

税条例第 81 条の 2 及び附則第 15 条の 6 は、軽自動車税の環境性能割を当分の間、県が町に変わって賦課徴収し、町へ交付金として支払うこととなるため、日本赤十字社の非課税に関する規定など、県の税条例と整合性をとるための規定の整備を行うものです。

附則第 16 条は、軽自動車税の種別割に関して、初度登録から 14 年経過した車両

に課する重課税について、法の改正にあわせて規定の整備を行うものです。

25 ページをお開きください。

第5条による改正は、町税条例の一部を改正する条例（平成30年南種子町条例第17号）の一部を改正するものであります。

改正条例第1条中条例第48条第1項から第12項は、法の改正にあわせて規定の整備を行うものです。

26 ページをお開きください。

第13項から第17項は、大法人に対する電子情報処理組織による申告書の提出義務化に伴い、災害その他の理由により電子送付が困難である事を認める場合の宥恕措置を定めるものです。

27 ページをお願いします。

改正条例附則第1条及び第2条は、法の改正にあわせて規定の整備を行うものです。

次に、今回の改正条例の最後から4枚目をお開き下さい。

附則第1条は、この条例は、平成31年4月1日から施行するものですが、第1号として、第1条による改正のふるさと納税の対象を特例控除対象寄附金に限る事を定める規定については、平成31年6月1日から施行するものです。

第2号は、軽自動車税の種別割で、平成32年度及び平成33年度分の軽減課税を定める規定、軽自動車税の賦課徴収の特例を定める規定、環境性能割の税率や賦課徴収の特例に関する規定は、平成31年10月1日から施行するものです。

第3号は、第2条による改正の町民税の申告及び扶養親族の記載に関する規定等は、平成32年1月1日から施行するものです。

第4号は、第3条による改正の個人の町民税の非課税範囲に単身児童扶養者を追加する規定は、平成33年1月1日から施行するものです。

第5号は、第3条による改正の軽自動車税の種別割に関して平成34年度及び平成35年度の軽減課税の対象車両を電気自動車等に限る規定は、平成33年4月1日から施行するものです。

附則第2条から第4条は、町民税に関する経過措置を定めるものです。

附則第5条は、固定資産税に関する経過措置を定めるものです。

附則第6条から第8条は、軽自動車税に関する経過措置を定めるものです。

以上、簡単ですが説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 令和の元号に変わった訳ですが、この策定による施行日以降、

平成 32 年、平成 33 年ということで表記されていますが、これについては今後どのように変わっていくのかお聞きします。

○議長（広浜喜一郎君） 税務課長、小脇秀則君。

○税務課長（小脇秀則君） 当然、運用については読み替えになると思いますが、この法律の施行時においては平成でありましたので、平成で表記がされてございます。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから承認第 1 号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 1 号は、これを承認することに決定しました。

日程第 13 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について

[平成 30 年度南種子町一般会計補正予算（第 6 号）]

○議長（広浜喜一郎君） 日程第 13、承認第 2 号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 御説明申し上げます。

承認第 2 号は、専決第 2 号で処理した平成 30 年度南種子町一般会計補正予算（第 6 号）についてであります。

町長が提案理由でも述べましたように、歳入予算については各収入の確定等に伴う予算の調整であります。

歳出予算については、各事業の確定、執行残及び不用額の減額など予算の最終調整を行い、専決処分をしたものであります。

それでは、予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,226 万 3,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 61 億 8,398 万 9,000 円とするものであります。

第 1 表の歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

次に 5 枚目をお開きください。

第2表の繰越明許費補正については、変更2件であります。

まず、橋梁長寿命化修繕事業については、461万9,000円を減額し、限度額を1億3万7,000円に変更するものであります。

次に現年発生補助災害復旧事業については、1,719万円を減額し、限度額を3,170万円に変更するものであります。

次に第3表の地方債補正については、変更1件であります。

過疎対策事業について、西野小学校建設事業債ほか3件をそれぞれ変更し、限度額を2億1,180万円に変更するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じでありますので、お目通しをお願いいたします。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書により、説明をいたします。

まず、歳出予算から、主なものについて説明いたします。

歳出予算については、各事業の確定、執行残及び不用額の調整等であります。

それでは、11ページをお開きください。

まず、11ページから12ページ、一般管理費については、町例規集等印刷製本費の減額が主なもので、535万2,000円を減額するものであります。

次に13ページから14ページ、企画費については、全国離島交流中学生野球大会補助の減額が主なもので、524万2,000円を減額するものであります。

次に14ページ、ふるさと納税推進事業費については、ふるさと納税受注管理等業務手数料の減額が主なもので、1,209万4,000円を減額するものであります。

次に15ページ、地域振興費については、結婚祝金の減額が主なもので、284万9,000円を減額するものであります。

次に18ページ、老人福祉費については、町シルバー人材センター補助金の減額が主なもので、318万2,000円を減額するものであります。

次に同ページ、身体障害者福祉費については、障害者自立支援給付費等、実績に伴う扶助費の減額が主なもので、246万1,000円を減額するものであります。

次に19ページから20ページ、地域包括支援センター費については、相談支援包括化推進員賃金の減額が主なもので、549万9,000円を減額するものであります。

次に同ページ、後期高齢者医療費については、療養給付費負担金の決定に伴い、144万5,000円を減額するものであります。

次に同ページ、児童福祉総務費については、放課後児童クラブ指導員賃金の減額が主なもので、141万6,000円を減額するものであります。

次に22ページ、予防費については、予防接種委託料の減額が主なもので、194万4,000円を減額するものであります。

次に 23 ページ、塵芥処理費については、清掃センター修繕費の執行残による減額が主なもので、203 万 2,000 円を減額するものであります。

次に同ページ、農業委員会費については、農地利用最適化交付金事業実績に伴う報酬増額が主なもので、317 万 6,000 円を増額するものであります。

次に同ページから 24 ページ、農業振興費については、さとうきび優良種苗供給確保事業等の実績に伴う補助金の減額が主なもので、1,489 万 7,000 円を減額するものであります。

次に 25 ページ、畜産振興費については、畜産担い手育成総合整備事業負担金の減額が主なもので、1,044 万 9,000 円を減額するものであります。

次に 26 ページ、キャトルセンター運営費については、預託牛事故補償費の減額が主なもので、579 万 6,000 円を減額するものであります。

次に同ページから 27 ページ、堆肥センター運営費については、堆肥生産技術指導業務委託料の減額が主なもので、427 万 1,000 円を減額するものであります。

次に 28 ページ、林業振興費については、戦略産品輸送支援事業の実績に伴う補助金の減額が主なもので、357 万 1,000 円を減額するものであります。

次に同ページ、造林事業費については、森林環境保全直接支援事業の実績に伴う委託料の減額が主なもので、248 万 4,000 円を減額するものであります。

次に 29 ページ、水産業振興費については、種子島周辺漁業対策事業補助金の減額が主なもので、846 万 5,000 円を減額するものであります。

次に 30 ページ、観光費については、種子島宇宙芸術祭実行委員会補助金の減額が主なもので、381 万 7,000 円を減額するものであります。

次に同ページから 31 ページ、観光物産館運営費については、管理人等賃金の減額が主なもので、263 万 9,000 円を減額するものであります。

次に同ページ、土木総務費については、県単事業負担金の減額が主なもので、501 万 2,000 円を減額するものであります。

次に 33 ページ、常備消防費については、高規格救急車購入に伴う熊毛地区消防組合負担金の減額が主なもので、796 万 2,000 円を減額するものであります。

次に 36 ページ、中学校費の学校管理費については、通学バス修繕費等の執行残に伴う減額が主なもので、231 万 3,000 円を減額するものであります。

次に 41 ページ、公債費については、実績に伴う減額で元金及び利子について、それぞれ減額するものであります。

次に同ページ、繰出金については、各特別会計の実績等に伴い繰り戻すもので、合計で 886 万 1,000 円を減額するものであります。

次に 42 ページ、財政調整基金及び町有施設整備事業基金積立金については、特

別交付税、ふるさと応援寄附金、各特別会計からの繰り戻しにより財源に余裕が出たため、財政調整基金に5,679万4,000円、町有施設整備事業基金に5,000万円を積み立てるものであります。

以上が歳出であります。

次に、歳入を説明いたします。1ページをお開きください。

まず、町税については、実績によるものであります。

次に同ページの地方譲与税から2ページの交通安全対策特別交付金までについては、交付決定に基づくものであります。

次に3ページの分担金及び負担金から4ページの使用料及び手数料については、実績見込み等によるものであります。

次に4ページから5ページの国庫支出金については、事業の確定等に伴うもので、公共土木施設災害復旧費負担金1,549万3,000円の減額、学校施設改善交付金1,772万5,000円の増額が主なものであります。

次に同ページから6ページの県支出金については、事業の確定等に伴うもので、農地利用最適化交付金事業補助金461万円の増額、種子島周辺漁業対策事業補助金682万8,000円の減額が主なものであります。

次に7ページ、財産収入については、堆肥売払金698万円の減額が主なものであります。

次に同ページ、寄附金については、ふるさと応援寄附金296万5,000円の増額であります。

次に同ページ、繰入金については、歳入の決定や歳出の減額等に伴うもので、財政調整基金繰入金6,752万3,000円の繰り戻しが主なものであります。

次に8ページから9ページの諸収入については、事業の確定等に伴うもので、キャトルセンター受託事業収入539万2,000円、畜産担い手育成総合整備事業収入880万5,000円の減額が主なものであります。

最後に同ページから10ページ、町債については、学校建設事業債1,050万円の減額が主なものであります。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

御承認方、よろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は歳出、歳入、繰越明許費補正、地方債補正の順に区分して行います。

まず、歳出11ページから42ページまで質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 次に歳入、1ページから10ページまで質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 次に、第2表繰越明許費補正。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 次に、第3表地方債補正。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 次に、全般にわたって質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は、これを承認することに決定しました。

日程第14 承認第3号 専決処分した事件の承認について

[平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計
補正予算（第5号）]

○議長（広浜喜一郎君） 日程第14、承認第3号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 承認第3号について御説明申し上げます。

承認第3号は、専決第3号で処理した平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）でございます。

予算書の1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,558万6,000円を減額し予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,499万2,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては省略させていただきます。

事項別明細書の主なものを御説明申し上げます。歳入の1ページをお願いいたします。

款の1、国民健康保険税につきましては実績見込みによる補正でございます。

款の6、県支出金の県補助金につきましては、それぞれ交付決定によります補正でございます。

款の10、繰入金につきましては、それぞれ実績による補正でございます、56万3,000円を減額するものでございます。

次に歳出の3ページをお願いいたします。

款の1、総務費につきましては実績によるもので、総務費合計で61万3,000円を減額するものでございます。

4ページから5ページ、款の2、保険給付費の療養諸費等につきましては給付の実績によるもので、保険給付費合計で2,340万7,000円を減額するものでございます。

5ページから6ページ、款の6の保健事業費につきましては各種保健事業や特定健診等実績により29万円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御承認方よろしくをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は、これを承認することに決定しました。

日程第15 承認第4号 専決処分した事件の承認について

[平成30年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第5号）]

○議長（広浜喜一郎君） 日程第15、承認第4号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 承認第4号について御説明申し上げます。

承認第4号は、専決第4号で処理した平成30年度南種子町介護保険特別会計補

正予算（第5号）でございます。

予算書の1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ3,905万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,686万7,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては省略させていただきます。

事項別明細書で主なものについて御説明申し上げます。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の1、保険料は、被保険者の死亡・転出・転入・資格取得等に伴う増減で増額でございます。

次に款の4、国庫支出金、款の5、支払基金交付金、款の6、県支出金につきましては、介護給付実績及び地域支援事業実績等のそれぞれの交付額の確定見込みによる補正でございます。

次に2ページ、款の10、繰入金、項の1、一般会計繰入金につきましては、介護給付費、地域支援事業の実績に伴う減額と、総務費等の不用額に伴う減額補正でございます。項の2の基金繰入金につきましては、歳出予算の減額に伴い2,582万1,000円を基金へ繰り戻すものでございます。

次に、歳出の4ページをお願いいたします。

款の1、総務費につきましては不要額96万1,000円を減額するものでございます。

次に、5ページから8ページ、款の2、保険給付費につきましては、各事業の給付実績により合計で2,775万3,000円を減額するものでございます。

次に、8ページから11ページの款の5、地域支援事業につきましても、各事業の実績により合計で833万6,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は、これを承認することに決定しました。

日程第16 承認第5号 専決処分した事件の承認について

[平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第5号）]

○議長（広浜喜一郎君） 日程第16、承認第5号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 承認第5号について御説明を申し上げます。

承認第5号は、専決第5号で処理した平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第5号）でございます。

それでは、予算書に基づき説明をさせて頂きたいと思っております。予算書の1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ182万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,918万円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては省略をさせていただきます。

事項別明細書の主なものを御説明申し上げます。

歳入の1ページをお願いいたします。

後期高齢者医療保険料でございますが、特別徴収保険料及び普通徴収保険料の収納見込みにより102万円を増額するものでございます。

款の4、繰入金につきましては、それぞれ実績等による補正であり、231万4,000円を減額するものでございます。

款の6、諸収入でございますが、長寿健診委託料補助金及び後期高齢者医療制度特別対策補助金の見込み等により減額するものでございます。

次に歳出の2ページをお願いいたします。

款の1、総務費につきましては、人間ドック補助の確定などにより減額するものでございます。

款の2、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、被保険者保険料見込み額及び保険基盤安定事業分の確定による減額でございます。

以上で説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は、これを承認することに決定しました。

日程第17 議員派遣

○議長（広浜喜一郎君） 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元にお配りしました議員派遣のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

追加日程第2 閉会中の継続調査申し出

○議長（広浜喜一郎君） お諮りします。ただいま、議会運営委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

○議長（広浜喜一郎君） 追加日程第2 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉 会

○議長（広浜喜一郎君） これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和元年第1回南種子町議会臨時会を閉会します。御苦労さ
ました。

閉 会 午後 1時44分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 広 浜 喜一郎

南種子町議会議員 濱 田 一 徳

南種子町議会議員 福 島 照 男